

關於退稅手續

免稅手續きについて

購買退稅商品時，必須辦理規定的手續。

免稅で購入する際は、所定の手続きが必要になります。

適用退稅者 対象者



非居住者 非居住者

在日本滯留時間不超過6個月，外國國籍的非居民者，擁有 "短期居留"、"外交" 或 "官方" 的在留資格者。

日本に入国して6カ月未満の、外国籍を有する非居住者で「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者

所須文件 必要書類



本人護照等

ご本人のパスポート等

退稅商品的區分 免稅商品の区別

一般物品

一般物品

同一天在同一商店的購買總金額

5,000日圓以上(未含稅)



家用電器、相機



衣服



皮包、鞋子



伴手禮



鐘錶、飾品

但如果已經將一般物品包裝成不會在日本國內使用的狀態的話，就可能與消耗品合併計算。此一情況下，需遵守的規定、要求與消耗品相同。ただし、一般物品を日本国内で使用しないように包装した場合、消耗品との合算が可能となります。この場合消耗品と同じ要件になります。

消耗品

消耗品

同一天在同一商店的購買總金額

5,000日圓~50萬日圓以內(未含稅)



化妝品



飲料



食品



糕點



藥品

- 消耗品不可於停留日本期間使用。消耗品は日本滞在中は使用できません。
- 請於出境時向海關人員出示護照等資料以及購買之物品。出国の際にパスポート等と購入物品を税関に提示してください。

購買前的注意事項 ご購入前のご注意

- 未持有本人護照等時無法退稅。
ご本人のパスポート等がない場合は免稅できません。
- 經由自動閘門入境而未蓋入境章時，因無法證明入境日期，所以無法退稅。
自動化ゲートを通して入国した場合など、スタンプがない場合は入国日を証明するものがないため免稅販売できません。
- 使用信用卡時，信用卡名義須與護照一致。
クレジットカードご利用の際は、名義がパスポート等と一致であることが必須です。
- 當日販售的商品可辦理退稅。
当日販売したものが免稅になります。
- 各國對於禁止攜帶入境的物品規定不同 (例: 肉類、果實類、違反華盛頓公約之物品)。
国により持ち込めない物品(例:肉類、果実類、ワシントン条約に抵触するもの)があります。

購買後的注意事項 ご購入後のご注意

- 出境時請向機場或港口的海關出示護照等資料以及購買之物品。
出国時は空港や港の税関で、パスポート等と購入物品を提示してください。
- 關於禁止攜入機艙內的物品，請在辦理搭乘航班登機手續前向機場海關洽詢。
飛行機に持ち込めない物品は出国する際、搭乗便のチェックインをする前に空港の税関にお問い合わせください。
- 退稅購買的消耗品若在日本境內消費使用，出境時須在海關繳納消費稅，敬請注意。
免稅で購入された消耗品を国内で消費した場合は、出国時の税関で消費税をお支払いいただきますのでご注意ください。



Japan. Shopping!

Japan Shopping Tourism Organization